

## Client Alert

16 February 2026

## 米国：2026年HSR届出基準値の公表

### 本アラートに関する お問い合わせ先



高田 昭英  
代表パートナー  
03 6271 9478  
[akifusa.takada@bakermckenzie.com](mailto:akifusa.takada@bakermckenzie.com)



山口 涼  
シニア・アソシエイト  
03 6271 9499  
[ryo.yamauchi@bakermckenzie.com](mailto:ryo.yamauchi@bakermckenzie.com)



篠浦 雅幸  
シニア・アソシエイト  
03 6271 9529  
[masayuki.shinoura@bakermckenzie.com](mailto:masayuki.shinoura@bakermckenzie.com)

### 概要

米国連邦取引委員会（以下「FTC」）は、予定される取引が1976年ハード・スコット・ロディノ（Hart-Scott-Rodino）反トラスト改正法（以下「HSR法」）に基づく届出義務があるかどうかを判断する届出基準値について、年次調整後の数値を公表した。また、これに対応するHSR届出手数料の改定、及びクレイトン法第8条の基準値の調整も公表された。調整後の基準値及び届出手数料は、連邦官報への掲載から30日後となる発効日以降にクロージングが行われる取引に適用される。

### 重要なポイント

- HSR法の順守は極めて重要である。HSR法違反に対する民事制裁金の上限は、1日あたり53,088米ドル<sup>1</sup>である。
- 新しいHSRの届出基準のもとでは、買収の結果、買主が133.9百万ドルを超える価額の議決権付証券、資産、又は非法人持分を保有する場合、その取引は届出対象となる可能性がある。
- FTCは役員兼任禁止に係る基準値の調整も公表した。クレイトン法第8条は、競合関係にある複数の事業体の役員又は取締役を兼任することを一般に禁止しているところ、その基準値は、同調整後、同条(a)(1)については54,402,000ドル、同条(a)(2)(A)については5,440,200ドルとなる。

### 詳細

2026年の調整により、議決権付証券、資産、又は非法人持分の取得に関する「取引規模（size of transaction）」基準の最も低い値が、126.4百万ドルから133.9百万ドルに引き上げられる。133.9百万ドルを超え535.5百万ドル以下の取引については、「取引当事者規模（size of person）」基準を満たす場合にのみ、HSR届出の対象となり得る。535.5百万ドルを超える取引は、取引当事者の規模にかかわらず、HSR届出の義務が生じ得る<sup>2</sup>。

HSR法における「取引当事者規模」基準が適用される場合、一般的には、取引の一方の当事者の全世界ベースでの年間純売上高又は総資産額が267.8百万ドル以上であり、かつ、他方の当事者の全世界ベースでの年間純売上高又は総資産額が26.8百万ドル以上の場合に同基準が満たされる<sup>3</sup>。同基準の適用における「当事者」は、届出対象となり得る取引の当事者の最終親会社である。

<sup>1</sup> 2025年の民事制裁金額であり、2026年の調整後の民事制裁金額は今後公表される予定である（本アラート執筆時点では未公表）。

<sup>2</sup> [Revised Jurisdictional Thresholds for Section 7A of the Clayton Act](#)

<sup>3</sup> 同上

届出基準	新しい基準値	旧基準値
「取引規模」基準	133.9百万ドル	126.4百万ドル
「取引当事者規模」基準*	一方当事者が267.8百万ドル、他方当事者が26.8百万ドル	一方当事者が252.9百万ドル、他方当事者が25.3百万ドル
取引価額がこれを上回る場合「取引当事者規模」基準の適用なし	535.5百万ドル	505.8百万ドル

\* 「取引当事者規模」基準は、各当事者の年間純売上高又は総資産額に適用される。

2026年のHSR提出手数料の改定では、以下のとおり、各取引価額区分の基準額が引き上げられるとともに、これに適用される届出手数料も増額される。

届出手数料 (2026年改定後)	取引価額 (2026年改定後)	届出手数料 (2025年)	取引価額 (2025年)
35,000 ドル	133.9百万ドル以上 189.6百万ドル未満	30,000 ドル	126.4百万ドル以上 179.4百万ドル未満
110,000 ドル	189.6百万ドル以上 586.9百万ドル未満	105,000 ドル	179.4百万ドル以上 555.5百万ドル未満
275,000 ドル	586.9百万ドル以上 1,174百万ドル未満	265,000 ドル	555.5百万ドル以上 1,111百万ドル未満
440,000 ドル	1,174百万ドル以上 2,347百万ドル未満	425,000 ドル	1,111百万ドル以上 2,222百万ドル未満
875,000 ドル	2,347百万ドル以上 5,869百万ドル未満	850,000 ドル	2,222百万ドル以上 5,555百万ドル未満
2,460,000 ドル	5,869百万ドル以上	2,390,000 ドル	5,555百万ドル以上

また、FTCは、役員兼任を禁止するクレイトン法第8条に係る2026年の調整後の基準値も公表した。1個人が競合する2つの会社の取締役又は役員を兼任する場合、当該兼任は禁止される場合がある。禁止されるのは、競合する2社においていざれも「資本金、剰余金及び未配分利益の合計額が10百万ドル（毎年調整）超」<sup>4</sup>で、各社が「競合売上高」1百万ドル（毎年調整）以上を有する場合<sup>5</sup>である。2026年は、10百万ドルの基準額は54,402,000ドルに、1百万ドルの基準値は5,440,200ドルに調整されている。

<sup>4</sup> [Revised Jurisdiction Thresholds for Section 8 of the Clayton Act](#)

<sup>5</sup> 同上